

受水槽以下設備における地下水・水道水の混合使用について(対応基準)

平成 13 年 12 月 3 日 管理者決裁
平成 25 年 1 月 9 日 管理者決裁
令和元 年 5 月 31 日 管理者決裁
令和元 年 10 月 1 日 管理者決裁
令和 4 年 6 月 24 日 管理者決裁

地下水を膜ろ過システム等により浄水処理した水を受水槽に流入させて、水道水と混合して給水する方式(以下「地下水混合給水方式」という)については、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 指導の主旨

水道事業者は、配水管の分岐箇所から受水槽への吐水口まで(給水装置)を所管し、その間における適正な水質保持等について責務がある。そのため、地下水混合給水方式の導入によって配水管への逆流が生じないこと等、「給水装置の構造及び材質の基準」(水道法施行令第6条)に適合しているか否かについて確認し、不適切な場合は是正指導等を行うものである。

- (1) 給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比べて著しく過大又は過小でないこと。

なお、給水管の口径は、新基準 JIS 水道メーター流量表の適正使用流量範囲も考慮して決定すること。

- (2) 赤水が生じる、又は残留塩素の確保ができない水道水の使用流量で受水槽への流入は避けること。
- (3) 受水槽に貯留した混合水が、配水管等に逆流しない措置が確実に講じられていること。

2 具体的対応

- (1) 水道計画使用水量の決定

給水管口径ごとの地下水混合給水方式における水道水の使用流量の下限值は、水道メーターの1日当たりの使用量の下限値の20%とし、当該給水管の状況(老朽度、延長等)並びに配水管及び周辺給水状況を考慮して、申請者との協議により、水道計画使用水量を決定する。

- (2) 給水装置の改造

ア 水道計画使用水量を下回って受水槽へ流入させる場合は、減径改造を行うこと。

イ 地下水の枯渇、水質悪化等により、水道水を増量する可能性があるとき、又は水道水を増量しなければならない事態が発生したときには、給水装置の改造を指示することがある。

- (3) 「地下水利用に伴う受水槽以下の給水設備 新設・変更届」(様式1)の提出(2部)
- (4) 「誓約書」(様式2)の提出(2部)
- (5) 下水道使用量の取扱いについては、別途、上下水道局(総務部お客さまサービス推進室料金担当)と協議すること。

地下水混合給水方式における水道水の使用流量の下限值

(単位: m³/日)

給水管 口径 (mm)	水道メーターの 1日当たりの 使用量の 下限値(A)	地下水混合給水方式における 水道水の使用流量の下限值	水道メーターの 1日当たりの 使用量の 上限値
		下限値(A)の20%	
25	12	2.4	18
40	18	3.6	44
50	44	8.8	140
75	140	28.0	390
100	390	78.0	620
150	620	124.0	4,000
200	4,000	800.0	6,300

<参考>

水道法

(給水装置の構造及び材質)

第16条 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規定の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

水道法施行令

(給水装置の構造及び材質の基準)

第6条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、つぎのとおりとする。

- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

令和 年 月 日

(あて先)
京都市公営企業管理者 上下水道局長

住 所
届 出 者
(設置者) 氏 名 印
電話番号

地下水利用に伴う受水槽以下の給水設備 新設・改造 届

地下水を飲料水等に処理した水を受水槽に流入し、水道水と混合して使用する工事を計画しています。つきましては、関係図面を添え提出しますので、承知願います。

検針区		使用者コード		水栓番号	
設 置 場 所					
既 設 受 水 槽	容量	m ³	基	設置年	令和 年 月
地下水処理方法(概要)					
シ ス テ ム 製 造 業 者 名					
逆流防止装置					
水 道 使 用 水 量 (現 行)	m ³ /月				
水 道 計 画 使 用 水 量	m ³ /月		処 理 水 利 用 水 量	m ³ /月	
工 事 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
稼動予定日	令和 年 月 日				
添 付 書 類	各2部提出すること ☐ 誓約書 ☐ 位置図 ☐ 給水配管図 ☐ 地下水処理システム 仕様書、図面				
備 考					

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先)

京都市公営企業管理者上下水道局長

住 所
給水契約者 氏 名
電話番号

今般、地下水を膜ろ過システム等により浄水処理した水を受水槽に流入させて、水道水と混合して給水する方式(以下「地下水混合給水方式」という)を導入するに当たり、下記のことについて誓約いたします。

記

- 1 受水槽に貯留した地下水と水道水の混合水が、配水管等に逆流することのないように当方で措置を講じます。
- 2 水道計画使用水量は、貴局と協議のうえ決定します。
- 3 次のいずれかに該当するときは、貴局の指示に従って給水装置を減径又は増径改造する等の措置を講じます。
 - (1) 水道計画使用水量を下回って受水槽へ流入させるとき。
 - (2) 地下水の枯渇や水質悪化等により、地下水の使用をやめるとき、又は水道水を増量するとき。
- 4 地下水混合給水方式導入に当たり、下水道使用料の調定に変更が生じるため、貴局と協議します。また、地下水混合給水方式を廃止する等、変更が生じたときは、事前に貴局と協議し、その指示に従います。
- 5 地下水混合給水方式導入により生じる問題等は、全て当方で対処するものとし、貴局には一切迷惑をかけません。